

四半期報告書

(第69期第1四半期)

自 平成26年9月1日

至 平成26年11月30日

大阪府中央区博労町二丁目3番9号

ヤマト インターナショナル株式会社

E00600

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) ライツプランの内容	6
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(6) 大株主の状況	6
(7) 議決権の状況	7
2 役員の状況	7
第4 経理の状況	8
1 四半期連結財務諸表	9
(1) 四半期連結貸借対照表	9
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	11
四半期連結損益計算書	11
四半期連結包括利益計算書	12
2 その他	16
第二部 提出会社の保証会社等の情報	17

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年1月14日
【四半期会計期間】	第69期第1四半期（自平成26年9月1日至平成26年11月30日）
【会社名】	ヤマト インターナショナル株式会社
【英訳名】	YAMATO INTERNATIONAL INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 盤若 智基
【本店の所在の場所】	大阪市中央区博労町二丁目3番9号
【電話番号】	06(6267)7382番(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 経理部長兼IR室長 高橋 俊輔
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区平和島五丁目1番1号
【電話番号】	03(5493)5629番(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 経理部長兼IR室長 高橋 俊輔
【縦覧に供する場所】	ヤマト インターナショナル株式会社 東京本社 (東京都大田区平和島五丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第1四半期連結 累計期間	第69期 第1四半期連結 累計期間	第68期
会計期間	自平成25年 9月1日 至平成25年 11月30日	自平成26年 9月1日 至平成26年 11月30日	自平成25年 9月1日 至平成26年 8月31日
売上高 (千円)	6,118,132	5,772,715	23,534,320
経常利益 (千円)	434,747	395,951	303,902
四半期(当期)純利益 (千円)	245,503	222,316	99,941
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	391,691	418,169	97,122
純資産額 (千円)	21,845,404	21,716,129	21,411,226
総資産額 (千円)	32,493,741	31,346,843	29,723,180
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	11.52	10.44	4.69
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	67.2	69.3	72.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費増税後の個人消費減退の長期化等により、回復の兆しが見えないうえに、不透明な状況で推移いたしました。その中で、日銀の追加金融緩和の実施や消費税率の更なる引き上げが先送りとなる等持ち直しの動きが期待されるものの、急激な為替変動による円安の影響や海外経済の下振れ等がリスクとして顕在化し、依然として不安定な状況となっております。

当業界におきましても、こうした環境が消費者の購買心理に与える影響は大きく、依然として厳しい状況となっております。

このような経営環境の中、当社グループでは中期ビジョンとして掲げた「先10年戦える“小売型アパレル”への転換」を実現するため、収益基盤の安定を図っております。

販売面では、新設した事業統括本部下に、クロコダイル部、エーグル部、カジュアル部を配置し、直営・GMS等それぞれのチャンネルにおいてお客様が求め満足する価値の提供に注力してまいりました。また、経営戦略機能及びIR活動の強化を図るため、経営戦略室とIR室を新設し、戦略実行に最適な「組織・人・意思決定」を推進しております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における連結業績は、売上高が57億7千2百万円（前年同期比5.6%減）と減収になりました。利益面では売上総利益率は51.0%と0.4ポイント低下し、営業利益は3億5千9百万円（前年同期比14.6%減）、経常利益は3億9千5百万円（前年同期比8.9%減）、四半期純利益は2億2千2百万円（前年同期比9.4%減）と減益になりました。

セグメントごとの売上高では、繊維製品製造販売業57億1千1百万円（前年同期比5.8%減）、不動産賃貸事業6千万円（前年同期比17.5%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

①流動資産

当第1四半期連結会計期間末における流動資産の残高は175億5千2百万円となり、前連結会計年度末と比べ15億6千9百万円増加いたしました。主な要因につきましては、商品及び製品が13億6千5百万円増加したことによるものであります。現金及び預金と有価証券を合わせた手元流動性資金は106億1百万円から9億5千2百万円減少し96億4千9百万円となりました。受取手形及び売掛金の残高は10億4千5百万円増加し、32億1千9百万円となりました。

②固定資産

当第1四半期連結会計期間末における固定資産の残高は137億9千4百万円となり、前連結会計年度末と比べ5千3百万円増加いたしました。主な要因につきましては、有形固定資産が3千8百万円増加し、投資有価証券が8千9百万円増加し、繰延税金資産が6千3百万円減少したこと等によるものであります。

③流動負債

当第1四半期連結会計期間末における流動負債の残高は82億2千4百万円となり、前連結会計年度末と比べ14億3千4百万円増加いたしました。主な要因につきましては、支払手形及び買掛金が11億5千4百万円増加し、未払法人税等が2億1千4百万円増加したこと等によるものであります。

④固定負債

当第1四半期連結会計期間末における固定負債の残高は14億6百万円となり、前連結会計年度末と比べ1億1千5百万円減少いたしました。主な要因につきましては、退職給付に係る負債が9千9百万円減少したこと等によるものであります。

⑤純資産

当第1四半期連結会計期間末における純資産の残高は217億1千6百万円となり、前連結会計年度末と比べ3億4百万円増加いたしました。主な要因につきましては、利益剰余金が1億9百万円増加し、その他有価証券評価差額金が5千6百万円増加し、為替換算調整勘定が9千7百万円増加したこと等によるものであります。これらの結果、自己資本比率は前連結会計年度末の72.0%から2.7ポイント低下し、69.3%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

①当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

②会社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(a) 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(b) 不適切な支配の防止のための取組み

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が当社の本源的な企業価値と比べて妥当か否か、を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールにしたがって行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に合致すると考え、大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、前述の会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合には、それらの方針によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

<当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の概要>

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を対象とします。

本プランにおける、大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、大規模買付ルールを遵守しても当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置をとることがあります。このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役並びに社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

本プランは、平成24年11月22日開催の当社第66回定時株主総会において株主の皆様のご承認を賜り継続し、その有効期限は平成27年11月に開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。

本プランの詳細につきましては当社インターネットホームページ (<http://www.yamatointr.co.jp/>) をご参照ください。

(c) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであり、以下の点から、当社役員の地位維持を目的としたものではなく当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

(ア) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(イ) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続したものです。

(ウ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(エ) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等に際しては、独立している社外者のみで構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されています。

(オ) 株主意思を反映するものであること

本プランは、定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続されたものであり、その継続について株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(カ) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

(4) 研究開発活動

特に記載すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	71,977,447
計	71,977,447

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年1月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	22,502,936	22,502,936	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	22,502,936	22,502,936	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成26年9月1日～ 平成26年11月30日	—	22,502,936	—	4,917,652	—	1,229,413

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成26年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,198,600	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 21,251,500	212,515	—
単元未満株式	普通株式 52,836	—	—
発行済株式総数	22,502,936	—	—
総株主の議決権	—	212,515	—

（注）上記「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が4,000株（議決権の数40個）含まれております。

②【自己株式等】

平成26年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ヤマト インターナショナル(株)	大阪市中央区博労町二丁目3番9号	1,198,600	—	1,198,600	5.33
計	—	1,198,600	—	1,198,600	5.33

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年9月1日から平成26年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年9月1日から平成26年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,054,305	5,101,262
受取手形及び売掛金	※ 2,174,626	※ 3,219,686
有価証券	5,547,421	4,547,966
商品及び製品	2,526,235	3,891,514
仕掛品	54,847	65,507
原材料及び貯蔵品	28,778	127,080
繰延税金資産	139,506	186,845
その他	456,907	412,939
貸倒引当金	△484	△667
流動資産合計	15,982,145	17,552,135
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,220,353	2,214,239
機械装置及び運搬具（純額）	38,944	43,895
土地	7,931,184	7,931,184
リース資産（純額）	60,033	55,920
建設仮勘定	-	42,767
その他（純額）	76,875	78,312
有形固定資産合計	10,327,390	10,366,319
無形固定資産	113,250	86,970
投資その他の資産		
投資有価証券	2,008,215	2,097,826
差入保証金	1,035,010	1,055,223
繰延税金資産	153,108	89,278
その他	123,750	118,781
貸倒引当金	△19,692	△19,692
投資その他の資産合計	3,300,393	3,341,418
固定資産合計	13,741,034	13,794,707
資産合計	29,723,180	31,346,843

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,807,813	5,962,629
1年内返済予定の長期借入金	567,332	567,332
未払法人税等	14,796	229,753
賞与引当金	112,829	-
返品調整引当金	31,000	51,000
ポイント引当金	79,618	77,867
資産除去債務	2,690	-
その他	1,173,573	1,335,695
流動負債合計	6,789,654	8,224,277
固定負債		
長期借入金	790,003	773,170
退職給付に係る負債	374,402	274,985
資産除去債務	122,298	127,428
その他	235,596	230,851
固定負債合計	1,522,299	1,406,436
負債合計	8,311,953	9,630,713
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,917,652	4,917,652
資本剰余金	5,644,906	5,644,906
利益剰余金	11,036,705	11,145,871
自己株式	△655,716	△655,831
株主資本合計	20,943,547	21,052,598
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	227,390	284,337
繰延ヘッジ損益	△5,774	35,602
為替換算調整勘定	214,651	312,378
退職給付に係る調整累計額	31,412	31,211
その他の包括利益累計額合計	467,678	663,531
純資産合計	21,411,226	21,716,129
負債純資産合計	29,723,180	31,346,843

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年9月1日 至平成25年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年9月1日 至平成26年11月30日)
売上高	6,118,132	5,772,715
売上原価	2,949,331	2,806,781
売上総利益	3,168,801	2,965,933
返品調整引当金戻入額	31,000	31,000
返品調整引当金繰入額	53,000	51,000
差引売上総利益	3,146,801	2,945,933
販売費及び一般管理費	2,725,950	2,586,726
営業利益	420,850	359,206
営業外収益		
受取利息	6,089	4,339
受取配当金	3,519	4,273
為替差益	4,909	24,868
受取補償金	549	953
その他	5,247	8,287
営業外収益合計	20,314	42,722
営業外費用		
支払利息	5,850	5,430
その他	568	547
営業外費用合計	6,418	5,977
経常利益	434,747	395,951
特別損失		
固定資産除却損	767	21,387
減損損失	※ 7,631	—
特別損失合計	8,398	21,387
税金等調整前四半期純利益	426,348	374,564
法人税、住民税及び事業税	249,798	220,339
法人税等調整額	△68,953	△68,092
法人税等合計	180,845	152,247
少数株主損益調整前四半期純利益	245,503	222,316
少数株主利益	—	—
四半期純利益	245,503	222,316

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	245,503	222,316
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	117,624	56,947
繰延ヘッジ損益	△5,194	41,377
為替換算調整勘定	33,758	97,727
退職給付に係る調整額	—	△200
その他の包括利益合計	146,188	195,852
四半期包括利益	391,691	418,169
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	391,691	418,169
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が89,365千円及び繰延税金資産が32,082千円それぞれ減少し、利益剰余金が57,283千円増加しております。また、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当四半期連結会計期間末日満期手形の内額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年11月30日)
受取手形	15,582千円	1,379千円

(四半期連結損益計算書関係)

※ 減損損失

前第1四半期連結累計期間(自平成25年9月1日至平成25年11月30日)

当第1四半期連結累計期間において、次の資産について、減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
千葉県 船橋市	店舗資産	建物及び構築物、有形固定資産のその他(工具、器具及び備品)

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分により資産のグルーピングを行っており、店舗資産及び賃貸用資産について個別物件をグルーピングの最小単位としております。ただし、本社資産等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込であるもの、または閉鎖が決定している店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に7,631千円(建物及び構築物7,426千円・有形固定資産のその他204千円)計上しております。

なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値によっておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、当該店舗資産の帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年9月1日至平成26年11月30日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日)
減価償却費	81,675千円	73,927千円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月22日 定時株主総会	普通株式	170,448	8	平成25年8月31日	平成25年11月25日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月21日 定時株主総会	普通株式	170,434	8	平成26年8月31日	平成26年11月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

- I 前第1四半期連結累計期間(自平成25年9月1日至平成25年11月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	繊維製品製造販売業	不動産賃貸事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,066,431	51,700	6,118,132	—	6,118,132
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	6,066,431	51,700	6,118,132	—	6,118,132
セグメント利益	579,345	18,328	597,674	△176,823	420,850

(注)1. セグメント利益の調整額△176,823千円は、各報告セグメントに配分していない当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

- II 当第1四半期連結累計期間(自平成26年9月1日至平成26年11月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	繊維製品製造販売業	不動産賃貸事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,711,975	60,739	5,772,715	—	5,772,715
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	5,711,975	60,739	5,772,715	—	5,772,715
セグメント利益	536,670	27,969	564,639	△205,433	359,206

(注)1. セグメント利益の調整額△205,433千円は、各報告セグメントに配分していない当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	11円52銭	10円44銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	245,503	222,316
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	245,503	222,316
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,305	21,304

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年1月5日

ヤマト インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 祥二郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 賢治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマト インターナショナル株式会社の平成26年9月1日から平成27年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年9月1日から平成26年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年9月1日から平成26年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマト インターナショナル株式会社及び連結子会社の平成26年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。